

【コロナ支援策】

事業復活支援金 申請受付が開始しました！

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・個人事業者の事業継続・回復を支援する「事業復活支援金」の申請受付が開始しました。

「国や地方自治体による休業・時短営業等コロナ対策に係る要請を受けた」「消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行」「コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限」等の理由により影響を受けて売上減少している方が対象となります。

詳細につきましては、相談窓口（0120-789-140）またはホームページ（<http://jigyou-fukkatsu.go.jp/>）でご確認ください。

【申請期間】

2022年1月31日（月）～5月31日（火）

【給付対象】 ①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、

2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して

50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】

● 中小法人等：上限最大250万円 ● 個人事業者等：上限最大50万円

● 給付額：基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分

※売上高減少率によって、給付額は変動します。

【注意事項】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない売上減少の場合は給付対象とはなりません
- ・ 申請は、全てWEBでの申請となります。各事業者でアカウントの登録及びIDを取得する必要があります。また、申請に当たっては、登録確認機関（商工会・商工会議所等）の事前確認が必要となります。

【問合せ先】

● 相談窓口：0120-789-140（受付時間：午前8時30分～午後7時）

● ホームページ：https://jigyou-fukkatsu.go.jp/